



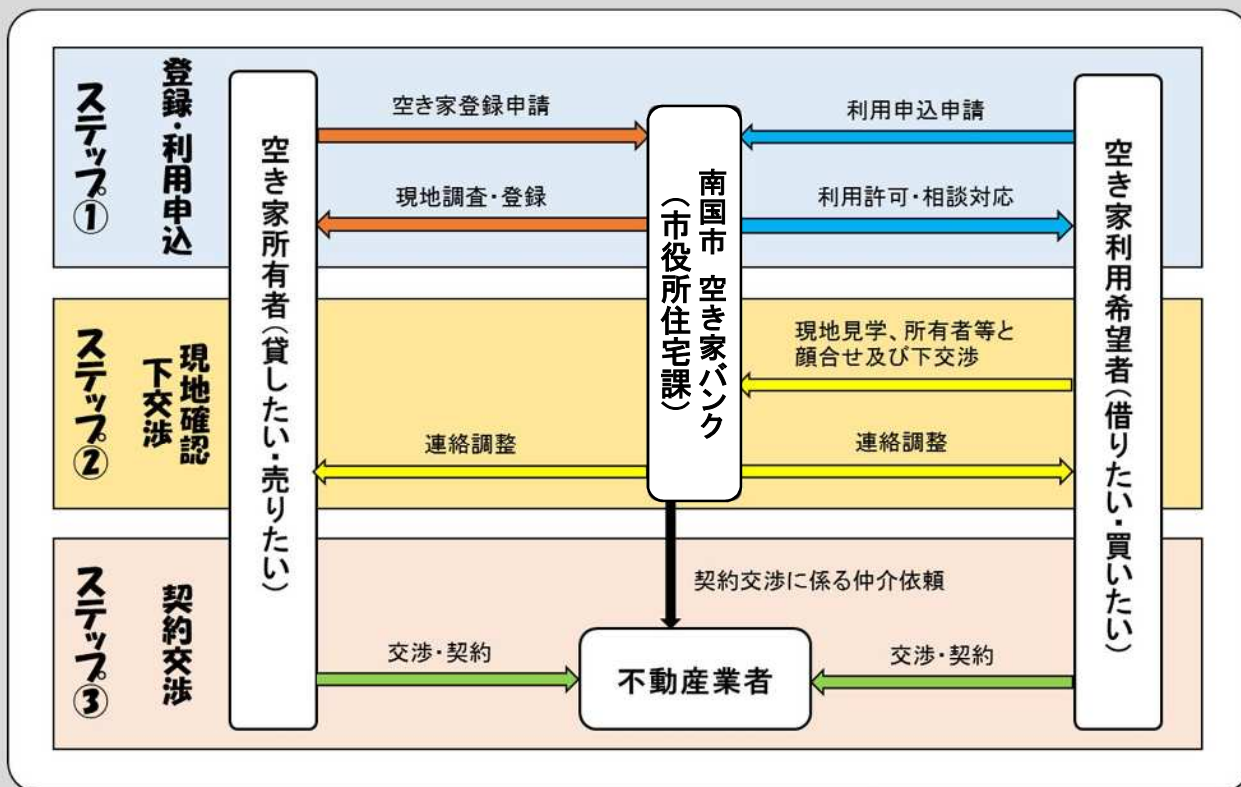
# 南国市空き家バンク制度



## 制度の概要

空き家バンクとは、南国市に存する空き家の有効活用を図るための制度です。賃貸や売買を希望する空き家の所有者等が空き家物件の情報を登録し、南国市への移住及び定住又は南海トラフ地震対策として住居移転等を希望する方に、その情報を提供します。

※移住希望者の方だけでなく、すでに南国市にお住まいの方もご利用いただけます。

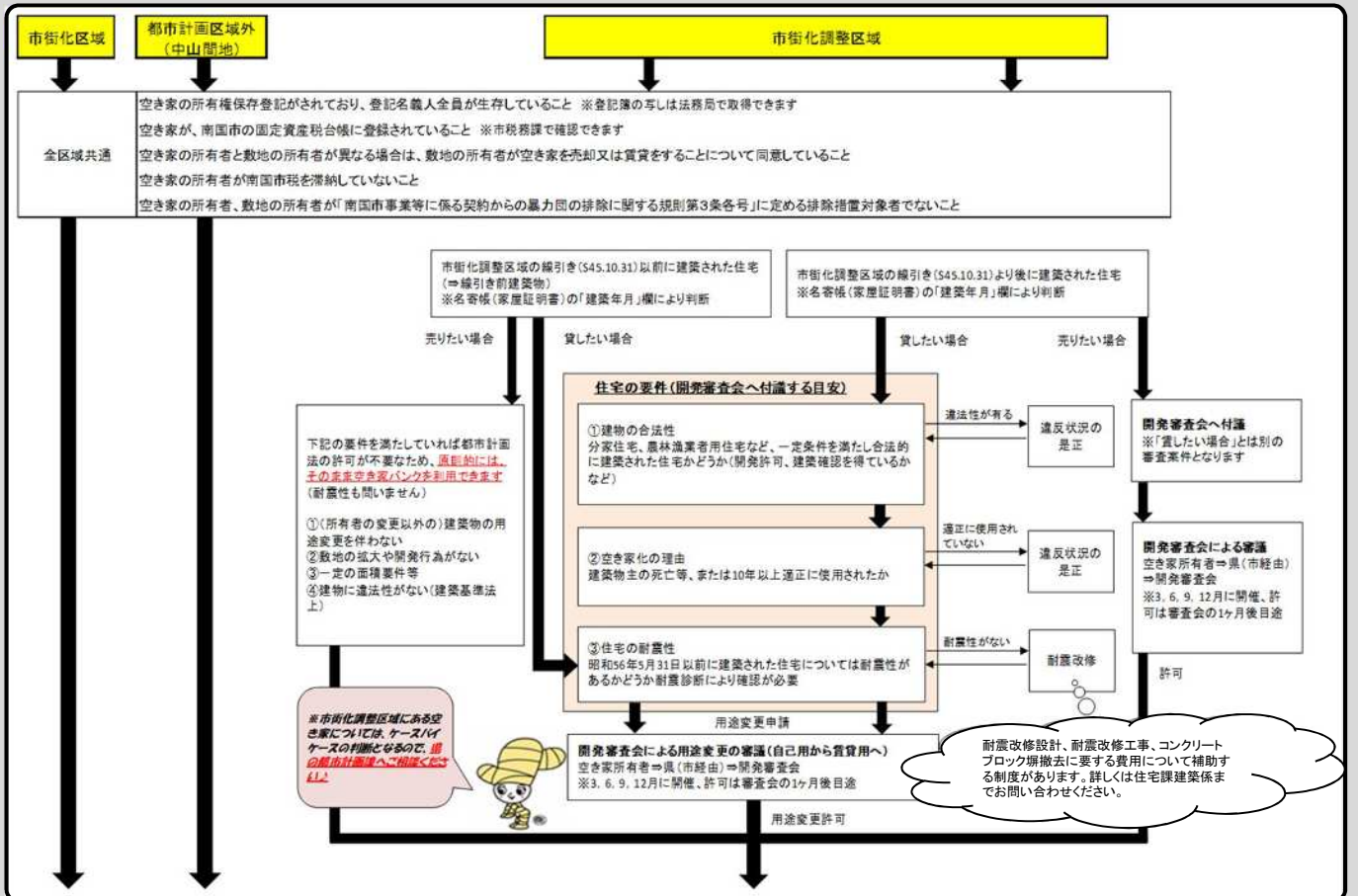


## 空き家利用希望者の利用の流れ(借りたい・買いたい)

- ① 空き家情報検索**  
まずは市のホームページ等で、空き家情報を閲覧してみます。  
この時点でも現地見学は可能ですが、屋内は見学できません。外観及び周辺環境の確認のみとなります。
- ② 空き家バンク利用申込**  
市に空き家バンク利用申込書を提出します。
- ③ 現地見学(所有者と顔合せ・下交渉)**  
所有者、市担当者の立会いのもと現地見学を行います。区長や部落長など、地域の方に立ち会っていただく場合もあります。
- ④ 本交渉・契約**  
市が仲介依頼をした不動産業者を介して、所有者と本交渉及び契約の締結を行います。  
市は当該交渉及び契約について介入しません。
- ⑤ 移住**  
南国市での生活のスタートです♪  
一日でも早く地域に馴染むよう、地域の集会や行事などには積極的に参加するようにしましょう。

# 空き家所有者の利用の流れ (貸したい・売りたい)

空き家バンクは南国市内に存する空き家のうち、民間の不動産業者が取り扱わない物件を登録対象としております。ただし、都市計画法の関係上、市街化調整区域に存する空き家は下記のとおり用途変更許可が必要です。



- 1 空き家バンク利用登録**  
空き家バンク登録申請書を市に提出します。
- 2 不動産業者への情報提供**  
不動産協会を通じて市内不動産業者に空き家情報を提供し、業者単独での取り扱いの可否について照会します。取り扱い不可の物件のみ、空き家バンクの登録対象となります。
- 3 空き家の現地確認→空き家登録・情報公開**  
市が仲介依頼した不動産業者と市担当者が空き家の現地確認を行い、適当であると認めた場合に、市が空き家バンクへ登録し、情報を市ホームページ等で公開します。
- 4 空き家利用希望者と顔合せ・下交渉**  
空き家利用希望者が、市担当者立ち会いのもと現地見学、下交渉に来ます。必要に応じて区長や部落長などにも立ち会っていただくと良いかもしれません。
- 5 本交渉・契約**  
市が仲介依頼をした不動産業者を介して、所有者と本交渉及び契約の締結を行います。  
**市は当該交渉及び契約について介入しません。**
- 6 移住受入れ**  
一日でも早く地域に馴染んでもらえるよう、地域の方にも協力してもらい、温かく迎え入れましょう！

**登録期間は登録日から1年です。ただし、期間満了時まで登録者から更新しない旨の意思表示がない場合は、さらに1年間登録を自動更新できます♪**



**【お問い合わせ】** 〒783-8501  
 南国市役所 住宅課 住宅係 南国市大そね甲2301 TEL▶088-880-6558(直通) FAX▶088-863-1167(代表)  
 南国市HP▶<http://www.city.nankoku.lg.jp/> 南国市移住サイト「なんこく移住計画」▶<http://www.city.nankoku.lg.jp/ijyu>